

「奈良県森林環境税」Q&A

平成21年9月

奈良県農林部

目 次

(使途事業全般)

- 問1 各使途事業の平成21年度の取り組みを教えてください。 1
- 問2 各事業の平成20年度の実績はどうなっていますか。 1
- 問3 税の活用実績や導入効果等をどのような方法で県民に伝えるのですか。 2

(里山林整備関係)

- 問4 整備のための安全研修はどうなっていますか。 2
- 問5 整備に係るどのような経費が補助の対象になるのですか。 2
- 問6 これまでの事業実施で判明した課題や問題点と、その改善、変更事項を
教えてください。 3

(森林環境教育関係)

- 問7 森林環境教育で、農林部と教育委員会がどのように連携・協力して進めて
いるのですか。 3
- 問8 人材バンクとフィールドバンクの登録・運用状況を教えてください。 3

(放置人工林関係)

- 問9 森林環境税による放置人工林整備と既存事業との違いは何ですか。 4
- 問10 放置人工林のうち、整備の対象区域をどのように絞り込んでいるのですか。
. 4
- 問11 事業の実施方法はどうなっていますか。 4
- 問12 森林環境税の導入でどの程度の放置森林の整備が見込まれますか。
残りの放置森林はどうするのですか。 4

(その他)

- 問13 「山と森林の月間」の平成20年度の取組実績と、平成21年度の考え方を
教えてください 5
- 問14 国が導入を目指している「環境税」の導入の見通しはどうなっていますか。
本県の森林環境税と使途が重複しませんか。 5
- 問15 税の導入後は、森林の整備状況などの推移によって、税制度の見直しを行う必
要があるのではないですか。 5
- 問16 制度創設から4年目になりますが、使途事業の内容拡充や新規事業の導入など
を行う必要があるのではないですか。 6

(使途事業全般)

問1 各使途事業の平成21年度の取り組みを教えてください。

(答)

- **奈良の元気な森林づくり推進事業** (H21年度当初予算額：12,300千円)
 - ・緊急間伐マネージャーを設置して放置人工林を調査し、その所有者に対して、森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が有している多様な公益的機能を普及啓発して、放置人工林の解消に努めます。
- **森林環境保全緊急間伐事業** (H21年度当初予算額：396,800千円)
 - ・放置人工林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、強度な間伐を緊急に実施することによって、県土の保全や水源のかん養など、当該森林が発揮すべき公益的な機能の増進を図ります。
 - ・なお、実施に当たっては、山地災害の防止を念頭に置きつつ、「紀伊山地の霊場と参詣道」や自然歩道のバッファゾーン、自然公園区域内の森林や、市町村が森林環境保全上、重要と位置づけた箇所、より幅広い公益的機能の発揮が期待される森林を中心に、効率的・効果的な整備を行います。
 - ・具体的には、10年以上間伐されていないスギ・ヒノキの放置人工林に対する強度(本数率40%以上)な間伐で、平成21年度は、21市町村で1,300ha程度の実施を予定しています。
- **里山林機能回復整備事業** (H21年度当初予算額：4,600千円)
 - ・都市近郊や集落周辺で荒廃した里山林を、NPOやボランティア組織等の協力を得ながら生物多様性や地域景観を回復するための整備を行います。
 - ・具体的には、市町村に森林バンクを設置し、登録した里山林所有者と活動団体との協定に基づく里山林整備で、平成21年度は、13市町村で20箇所程度の実施を予定しています。
- **森林環境教育推進事業** (H21年度当初予算額：33,920千円
内訳：農林部17,273千円、教育委員会等16,647千円)
 - ・小中学校の教員や森林ボランティア、県民の方々などを対象とした、森林環境教育の幅広い指導者養成研修の開催や、小中学生などを対象とした森林環境教育や森林・林業についての体験学習を行い、全ての県民で森林を守り育てる意識の醸成を図ります。
 - ・具体的には、平成21年度、農林部では、指導者養成セミナーの開催、体験学習の実施、副読本の配布、人材・フィールドの支援、企業等のCSR活動による森林整備(大和ふれあいの森づくり)の促進、また新たに小中学校での県産材を使用した学習機の導入支援の実施を予定しています。そして教育委員会では、森林環境教育推進協議会の開催、森林環境体験学習の推進、教員現地研修の実施を予定しています。
 - ・なお、「奈良県森林環境税」導入から3年経過したことから、各事業の評価・分析を行い、その効果等について県民に説明するため、シンポジウムや説明会の開催を予定しています。(シンポジウムは11/14に「ならまちセンター」で開催)

問2 各事業の平成20年度の実績はどうなっていますか。

(答)

- 1 奈良の元気な森林づくり推進事業については、18市町村と委託契約を結び、21名の緊急間伐マネージャーを設置しました。
- 2 森林環境保全緊急間伐事業は、687haの間伐を実施しました。
- 3 里山林機能回復整備事業については、整備団体と里山林所有者間で協定を締結し、平成20年度は14市町村、21箇所において整備を実施しました。
併せて、森林整備課と各農林振興事務所が連携し、さらなる事業推進を図っています。

- 4 森林環境教育推進事業のうち、
- 「指導者養成研修」については、6月から2月にかけて、基本的な指導者養成コース38名、実技中心の体験型コース146名、林業技術修得コース10名、森林ボランティア向け安全技術コース40名が研修を修了しました。
 - 「体験学習」の実施のうち、研修修了者への補助事業については、現在補助要綱に基づき補助申請を受け付けており、県主催の「森の学校」は、各事務所ごとに季節に応じた体験を実施しているところです。
 - 「人材フィールドバンク」については、事務取扱要領に基づき運用を行っております。（登録は林政課、運用は森林技術センターで実施）

問3 税の活用状況や導入効果をどのような方法で県民に伝えるのですか。

(答)

- 1 平成18, 19, 20年度の実績（各使途事業に関する実施場所、内容、経費等）と、平成21年度の取り組み状況については、林政課ホームページ上での公開、及び県民ホールでのパネル展（7月21日～24日）で展示、県立図書館での企画展示（7月7日～12日）を実施しました。
- 2 また、森林環境税の導入効果の検証については、活用事業のそれぞれについて「やまと21世紀ビジョン」実施計画のなかで5ヶ年間の目標値を設定しており、達成状況を毎年度評価いたします。
各事業の目標値は次のとおりです。
- 奈良の元気な森林づくり推進事業…普及啓発の実施件数：1,000件
 - 森林環境保全緊急間伐事業…緊急間伐実施面積：3,000ha
 - 里山林機能回復整備事業…里山林の整備箇所数：50箇所
 - 森林環境教育推進事業…
 - （農林部）養成された指導者数：180人
 - 「森林体験」等への参加者数：10,500人
 - （総務部）研修を受けた教員数：1,370人
 - 森林体験学習に参加した児童数：14,400人
- さらに、森林技術センターと連携して、実施箇所にプロットを設定して、林内照度や下層植生の遷移状況等を経年調査し、事業の実施効果の評価につなげていくこととしています。
- なお、評価結果についても県の林政課ホームページ等を通じて県民の皆様にお伝えしてまいります。
- 3 加えて、森林環境税導入の全体的な実施効果や評価について、今年の11月14日（土）でのシンポジウム開催（会場：ならまちセンター）等により県民の皆さんに報告し、併せて、ご意見を伺うこととしています。

（里山林整備関係）

問4 整備のための安全研修については、どうなっていますか。

(答)

- 1 「森林環境教育推進事業」研修事業において、平成21年度も引き続き、森林ボランティア向け安全技術研修（日程1日、年3回、対象者数45名）を開催しています。

問5 整備に係るどのような経費が補助の対象になるのですか。

(答)

- 1 ボランティア保険料（立木伐採作業等でのケガや事故に備えるもの）、消耗品類（機械油、ロープ、各種テープなど）や安全衛生用品（救急箱）、機材ストッカー（物置）

の購入経費などを補助対象としています。

- 2 また、森林整備のための機械（チェーンソー、刈払機等）や道具（鎌、ノコギリ等）については、整備の内容や活動の参加者数に応じ、一定数を貸し出すこととしています。

問6 これまでの事業実施で判明した課題や問題点と、その改善、変更事項を教えてください。

（答）

- 1 里山林整備の主な作業の内容は下草刈り、不用木や枯損木等の伐採・集積ですが、林内で処理するには量が多いため、安全面や効率面で問題が発生する恐れがあります。
- 2 そのため平成19年度及び平成20年度に、NPOや森林ボランティア等の整備団体が、林内で安全かつ効率的に作業できるよう伐採・集積した木や竹を粉碎処理するためのチップパー（木・竹粉碎機）計2台を県で購入し、希望される整備団体に貸し出ししているところです。
- 3 なお、チップパーの購入・貸し出しについては、県民説明会等でもご要望いただいていたものです。

（森林環境教育関係）

問7 森林環境教育は、農林部と教育委員会等でどの様に連携・協力して進めているのですか

（答）

- 1 森林環境教育の実施事業として、農林部では、指導者養成セミナーの開催、体験学習の実施、人材・フィールドの支援を、教育委員会では、森林環境教育協議会の開催、森林環境体験学習の推進、教員現地研修を実施しており、各々が連携・協力して進めているところです。
- 2 教育委員会の実施事業に対しては、農林部からは、協議会への参画、小学校が実施する森林環境教育での林業普及指導員や指導林家等による指導、体験フィールドの紹介、学習プログラム作成における助言、教員を対象とする指導者養成研修における講師派遣や紹介などを行っています。
- 3 副読本の配布にあたっては、農林部で作成し、教育委員会で、県内の小学校の社会科や理科、総合学習など各教科で活用し、森林や林業に対する理解を深めてもらえるよう連携・協力しています。

問8 人材バンクとフィールドバンクの登録・運用状況を教えてください。

（答）

- 1 人材バンクでは、指導者養成セミナー修了者や森林インストラクター、樹木医など、森林・林業に関する専門知識を有する人材を森林環境教育の指導者として登録し、学校や地域活動等での講師として、要望に応じて派遣しています。（9月4日時点の登録者234名）
- 2 また、講師として派遣させていただく場合に必要となる交通費や謝金等についても助成します。
- 3 フィールドバンクは、森林・林業体験ができる施設や森林を、現在47施設登録し、要望に応じて紹介しています。また企業等のCSR活動による森林整備への提供森林を6施設登録しています。（9月4日時点）

(放置人工林関係)

問9 森林環境税による放置人工林整備と既存事業との差異は何ですか。

(答)

- 1 既存事業である森林造成事業は、環境に配慮しつつも、中山間地域の林業経営活動の支援が主目的で、森林整備も間伐に限らず、植林や下刈り、枝打ち、動物被害対策施設の設置等にも助成しています。
- 2 一方、森林環境税による森林整備は、環境保全に特化した形の、公益的機能の向上を目的とし、将来的に多種多様な樹種が生育することを目指した作業ということで、既存事業とは異なる強度な間伐に特化した形の作業を実施しています。

問10 放置人工林のうち、整備の対象区域をどのように絞り込んでいるのですか。

(答)

- 1 森林環境税導入の趣旨を踏まえて、幅広く県民からの理解が得られやすいよう、自然公園内や、東海・近畿自然歩道周辺及び世界文化遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のバッファゾーン等を中心として、手入れがなされずに放置され荒廃をきたしており、森林所有者による整備が今後も望めない人工林を対象区域としています。
- 2 対象区域の中で、荒廃状況の程度、所有者の意向、地元の熱意等を勘案して、実施区域を絞り込んでいます。

問11 事業の実施方法は怎么样了。

(答)

- 1 放置人工林の緊急間伐に係る事業実施の流れは、まず、県と各市町村が事業の委託契約を締結し、次いで、市町村が林業事業体などに発注するという形態で実施します。
- 2 市町村を介した事業実施としているのは、地域における森林の所有形態や施業方法等に最も精通している公共機関であり、効果的かつ効率的な事業実施には市町村の参加・協力が不可欠であるためです。

問12 森林環境税の導入でどの程度の放置人工林の整備が見込まれますか。
残りの放置人工林はどうなるのですか。

(答)

- 1 平成21年度は税込及び基金残高から4.0億円程度をハード整備に充当します。
- 2 現在予定している40%以上の緊急間伐の標準的な事業費単価から推測すると、5ヶ年間で約4,000ha程度の整備を想定しています。
- 3 残りの放置人工林については、森林所有者による自主的整備を促すため森林造成事業等の制度の啓発等を実施し、放置人工林の減少に努めていくこととしております。

(その他)

問13 「山と森林の月間」の平成20年度の取組実績と、平成21年度の考え方を教えて下さい。

- 1 この期間中(夏休み期間)には、森林での野外活動など様々なイベントを開催し、県民の皆さまが森林と親しんでいただける機会を増やしました。
- 2 まず、県が実施する事業としては、従来より行っている「なら森を育てる県民の集い」を7月21日(月)に矢田山遊びの森で開催するとともに、期間中に3回「森の学校」を開催しました。また7月15日(火)から21日(月)までの間、県立図書館で「木の良さを感じ、山や森林の大切さを知ろう!」展を開催し、「山と森林の月間」のイベントや森林環境税での取り組みについてPRしました。
- 3 また、県内の市町村や、NPO、森林ボランティア等の団体が、夏休み期間中に開催している森林・林業関連イベントについても、「山と森林の月間」の趣旨に賛同いただいたものについて、協賛イベントとして実施しました。
- 4 県及び市町村やNPO、森林ボランティア等の団体を併せて、平成19年度より14件多い44件のイベントを開催し、参加者につきましても、平成20年度もイベント案内のチラシを県内小学校の全児童に配布したことにより、3,792名もの参加をいただきました。
- 5 平成21年度においても、「山と森林の月間」をさらに多くの皆様にご理解いただき、森林と親しんで頂けるよう、昨年度よりさらに15も増え、協賛を含め59のイベントが開催予定でしたが、雨天により5イベント中止で54のイベントが開催されました。

問14 国が導入を目指している「環境税」の導入の見通しはどうなっていますか。本県の森林環境税と用途は重複しませんか。

(答)

- 1 環境省が中心となって導入を目指している環境税については、平成21年度税制改正大綱に「税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」と盛り込まれました。
- 2 現時点では環境税はまだ導入されていませんが、今後、民主党政権において環境税が導入され、その用途が明らかになった段階で、もし必要があれば全体の状況を見ながら、改めて森林環境税について所要の検討を行うこととしたいと考えています。

問15 税の導入後は、森林の整備状況などの推移によって、税制度の見直しを行う必要があるのではないですか。

(答)

- 1 「森林環境税」の導入後において、森林の整備状況、その税収を活用した施策の実施状況、また社会経済情勢の推移等により、森林や林業等を巡る状況が大きく変化した場合には、県の独自課税としての性格上、当該税制自体について見直しを行う必要があると考えています。
- 2 従って、このような観点から、本税導入後5年程度を目途に、森林を巡る情勢の変化や本税導入の施策効果等を踏まえ、税制度に係る必要な見直しの検討を行うことも考えています。

- 3 なお、今秋開催のシンポジウム（11/14）や説明会等で県民のみなさまの意見をお聞きするとともに、法定外税懇話会での再検討（H21 年末頃より実施予定）も行い、今後の方向性等も含めた総合的な検討を行う予定です。

問16 制度創設から4年目になりますが、使途事業の内容拡充や新規事業の導入などを行う必要があるのではないですか。

（答）

- 1 各々の使途事業については、これまでの実績や今年度の実施状況、及び改善を要する事項、他府県での実施手法等を踏まえて随時改善をしているところです。
（H21年度では、県産材の利用促進も踏まえ、新たに、県産材を使用した小中学校の学習机導入メニューを追加しているところ）
- 2 新たな使途事業の導入については、現在実施している使途事業の進捗状況や、他県での具体の実施事業、及び県民ニーズ等を総合的に判断して対応してまいりたいと考えています。
（林内環境整備による下層植生回復促進や降雨による伐倒木流出防止等の観点から、緊急間伐実施地から伐倒木の林外搬出に係る経費助成等を検討する予定）